

(様式)

### 個人情報ファイル（登録）簿

1 個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル ※索引目次や索引簿冊を作成しているファイルに限る
2 実施機関の名称	岩手県警察本部長
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	盛岡東警察署（見前幹部交番、飯岡交番、乙部駐在所、中ノ橋交番、加賀野交番、菜園交番、本町交番、上田交番、北山交番、松園交番、上米内駐在所、中野駐在所、築川駐在所、浅岸駐在所、洪民駐在所、好摩駐在所、玉山駐在所、仙北町交番、おおみや交番）、盛岡西警察署（前九年交番、みたけ駐在所、厨川駐在所、盛岡駅前交番、三ツ家駐在所、滝沢中央交番、大釜駐在所、滝沢交番、一本木駐在所、雫石交番、繫駐在所、御所駐在所、西山駐在所）、岩手警察署（川口駐在所、一方井駐在所、葛巻駐在所、八幡平幹部交番、松尾駐在所、柏台駐在所、安代駐在所、田山駐在所）、紫波警察署（佐比内駐在所、彦部駐在所、日詰駅前駐在所、古館駐在所、紫波西部駐在所、矢巾交番）、花巻警察署（花巻駅前交番、桜台交番、花巻温泉駐在所、宮野目駐在所、石鳥谷交番、大迫駐在所、桜町駐在所、矢沢駐在所、湯口駐在所、笹間駐在所、大沢駐在所、東和駐在所、小山田駐在所、中内駐在所、谷内駐在所）、北上警察署（北上駅前交番、常盤台交番、大堤駐在所、立花駐在所、口内駐在所、江釣子駐在所、二子駐在所、飯豊駐在所、横川目駐在所、藤根駐在所、岩崎駐在所、湯田駐在所、湯本駐在所、沢内駐在所）、奥州警察署（水沢駅前交番、水沢南駐在所、真城駐在所、前沢交番、生母駐在所、衣川駐在所、金ヶ崎交番、永岡駐在所、常盤交番、羽田駐在所、佐倉河駐在所、南都田駐在所、小山駐在所、若柳駐在所、江刺幹部交番、愛宕駐在所、稲瀬駐在所、田原駐在所、伊手駐在所、梁川駐在所、米里駐在所、玉里駐在所）、一関警察署（一関駅前交番、山目交番、平泉駐在所、長島駐在所、舞川駐在所、花泉交番、赤荻駐在所、巖美駐在所、萩荘駐在所、南駐在所、関が丘駐在所、真滝駐在所、弥栄駐在所）、千厩警察署（奥玉駐在所、小梨駐在所、川崎駐在所、摺沢駐在所、大原駐在所、興田駐在所、猿沢駐在所、東山駐在所、松川駐在所、田河津駐在所、室根駐在所、津谷川駐在所、藤沢駐在所、黄海駐在所）、大船渡警察署（港交番、世田米駐在所、上有住駐在所、立根駐在所、末崎駐在所、赤崎駐在所、日頃市駐在所、さんりく駐在所、綾里駐在所、高田幹部交番、気仙駐在所、広田駐在所、矢作駐在所）、遠野警察署（遠野駅前交番、綾織駐在所、上郷駐在所、土淵駐在所、青笹駐在所、宮守駐在所、鱒沢駐在所、達曾部駐在所）、釜石警察署（釜石駅前交番、平田駐在所、唐丹駐在所、小佐野交番、甲子駐在所、大槌交番、吉里吉里駐在所、金沢駐在所、鶴住居駐在所、橋野駐在所）、宮古警察署（宮古駅前交番、千徳駐在所、日の出町駐在所、田老駐在所、山田交番、船越駐在所、豊間根駐在所、磯鷄駐在所、津軽石駐在所、川井駐在所、川内駐在所、新里駐在所）、岩泉警察署（小川駐在所、大川駐在所、安家駐在所、小本駐在所、田野畑駐在所）、久慈警察署（種市交番、大野駐在所、宿戸駐在所、中野駐在所、山形駐在所、大川目駐在所、小久慈駐在所、野田駐在所、普代駐在所、宇部駐在所、長内駐在所、侍浜駐在所、久慈駅前交番）、二戸警察署（二戸駅前交番、金田一駐在所、斗米駐在所、浄法寺駐在所、一戸交番、小鳥谷駐在所、中山駐在所、軽米駐在所、小軽米駐在所、晴山駐在所、九戸駐在所）
4 個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために用いる

5 記録項目	1 所在地・住所、2 電話番号、3 名称・氏名、4 生年月日、 5 性別、6 業種、7 非常時の連絡先、8 要望等連絡事項	
6 記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
7 記録情報の収集方法	巡回連絡	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9 記録情報の経常的提供先	-	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 警察本部情報センター他 (別紙のとおり)	
	(所在地) 岩手県盛岡市内丸8番10号他 (別紙のとおり)	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12 個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

※ 13~17の欄に「斜線」が記載されている場合は、本票は「個人情報ファイル登録簿」であること